

津市障害児保育事業実施要綱

平成18年1月1日訓第95号

改正 平成26年8月13日訓第74号
平成30年3月30日訓第26号
令和6年3月29日訓第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する児童で、心身障害を有するもの（以下「障害児」という。）の福祉の増進を図るため、当該障害児に保育所等において必要な保育を提供すること（以下「障害児保育事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、「保育所等」とは、保育所（児童福祉法第24条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（同条第2項に規定する認定こども園をいう。）及び家庭的保育事業等（同項に規定する家庭的保育事業等をいう。）をいう。

(事業の実施)

第2条 障害児保育事業は、全ての保育所等において実施するものとする。

(運営)

第3条 障害児保育事業の運営は、次のとおりとする。

- (1) 保育時間 1日8時間を原則とし、障害児の心身の状況に応じて保育所等の長（以下「施設長」という。）が当該障害児ごとに定める。
- (2) 保育方法
 - ア 障害児の個別指導計画に基づき、その障害児に適した保育を提供するものとする。
 - イ 保育士又は保育教諭の数は、障害児おおむね2人につき1人とする。
- (3) 関係機関との連絡 施設長は、障害児の状況等により専門的に必要な指導助言を得るため、関係機関等と密接な連絡を取り、当該障害児の福祉の向上に努めなければならない。

(利用の申込み等)

第4条 保育所等の利用を希望する障害児の保護者は、保育所等利用申込書（津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則（平成27年津市規則第8号）第1号様式）に別に定める心身状況表を添付して、社会福祉事務所長に提出しなければならない。

2 施設長は、既に利用している児童に心身の発達の遅れがあると認めるときは、保護者の同意を得て社会福祉事務所長に報告するものとする。

（観察保育）

第5条 社会福祉事務所長は、前条第1項の規定による申込み又は同条第2項の規定による報告を受けたときは、その障害の程度等を判定するための保育（以下「観察保育」という。）を実施するものとする。

2 観察保育は、社会福祉事務所長が指定する保育所等において必要に応じ実施するものとする。

（障害の程度）

第6条 社会福祉事務所長は、観察保育の実施に係る障害児について、その障害の程度等を把握するため、別に定める行動観察記録評価表を作成するものとする。

（判定会議）

第7条 社会福祉事務所長は、観察保育を実施した障害児の保育所等の利用についての判定を行うため、利用判定会議（以下「判定会議」という。）を設置する。

2 判定会議は、保育こども園課長、施設長その他専門知識を有する職員等をもって構成する。

（障害児保育の提供の決定）

第8条 社会福祉事務所長は、判定会議の意見を聴き、観察保育を実施した障害児の利用が適当と認められるときは、障害児保育の提供を決定するものとする。

2 社会福祉事務所長は、前項の規定による決定をしたときは、保護者及び施設長に通知するものとする。

（障害児保育の提供の終了）

第9条 社会福祉事務所長は、障害児保育の提供が不適当と認めるときは、当該保育の実施を終了することができる。

（保護者との連携）

第10条 施設長は、障害児の保育の効果の向上を図るため、保護者と相互に

十分な連携を図るものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、障害児保育事業に関し必要な事項は、社会福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市障害児保育事業実施要綱（昭和48年4月1日施行）又は久居市障害児保育事業実施要綱（平成2年4月1日施行）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年8月13日訓第74号）

この訓は、平成26年8月15日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓第26号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第27号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。